

協議第 6 号

新町の将来像と方向性について

新町の将来像と方向性を別紙 1 のとおり策定する。(資料)

新町の将来像と方向性

新町のまちづくりの将来像

- 1 **北海道に誇れる特色ある足腰の強い農林業のまち**
【特色ある農業地帯 先進的農業経営 林業の活性化】
- 2 **保健・医療・福祉が充実した健康と安らぎに満ちたまち**
【保健・医療・福祉施策の展開 ボランティア・NPO 法人の育成】
- 3 **生涯学習・生涯教育が充実した子供たちが夢を描けるまち**
【生涯学習・生涯教育の充実 スポーツ・芸術・文化の振興】
- 4 **特色ある商工業の発展と観光ゾーンが機能的に結びついた魅力あるまち**
【商工労働・観光の振興 企業立地促進 働く場の確保】
- 5 **住みやすい生活環境を整えた自然にやさしいまち**
【自然保護 生活環境の整備】
- 6 **地域格差の解消ときめ細かな行政サービスを展開するまち**
【きめ細かい行政サービス 地域格差解消 サービスの専門性】
- 7 **災害のない安心して暮らせるまち**
【消防・防災・救急体制の整備充実】
- 8 **都市と農村が共生する住民との協働のまち**
【特色あるまちづくり 都市と農村の共生 住民同士の絆 協働のまちづくり】
- 9 **住宅関連事業と定住促進による発展性のあるまち**
【住宅関連事業 定住促進 人口増加施策 まちの情報発信】
- 10 **健全な財政運営に努めるまち**
【行政改革・行政評価の実施 健全財政 受益と負担の原則】

新町のまちづくりの方向性

- 食糧基地としての役割を担い、北海道に誇れる特色ある農業地帯を構築する
- 生産物の流通システムの合理化や経営ノウハウの共有を図り先進的な農業経営を目指す
- 畑作・畜産・特産農作物などそれぞれの地域の特色を生かした農業振興を目指す
- 様々な役割を担う森林の役割を再認識した林業の活性化を図る
- 高齢者・心身障害者・母子父子家庭などに配慮した人にやさしいまちづくりを目指す
- 地域医療・予防医療に力点を置き、健康で生き生きとした住民生活を目指す
- 民間活力を最大限に活用した保健・医療・福祉施策を展開するとともに在宅福祉の充実を図る
- ボランティアやNPO法人などの育成を図る
- 生涯学習・生涯教育を充実させ、自ら学ぶことができる環境づくりを進める
- 誰もが健康で心豊かな生活を送ることができるよう、スポーツや芸術文化の振興を図る
- 高齢者が生きがいを持って暮らせる環境づくりを目指す
- 次世代を担う子供たちが夢を描けるような教育環境づくりと、人材の育成に努める
- 大型商業施設と小規模な商店街の共生を図るとともに、町内流通の活性化を図る
- 基幹産業である農業との協調により特色ある商店街の形成を図る
- それぞれの地域の観光ゾーンを機能的に結びつけ、十勝を代表する観光拠点を目指す
- 企業の育成と、新たな企業立地がしやすい環境整備を図り、働く場を拡充する
- 自然保護に力を注ぎ、自然を生かしたまちを形成する
- リサイクルを促進し、自然にやさしいまちを形成する
- 公園緑地を整備し、花と緑あふれる美しいまちを形成する
- 上下水道・ゴミ・し尿処理などの生活環境を整備し、快適なまちを形成する
- 高度情報化通信社会への対応として公共施設のIT化を進め、きめ細かな行政サービスを展開する
- 地域における行政手続などに不便を来さないような体制づくりをする
- 専門職員の充実で、時代に即応した様々な住民ニーズに対応する
- 地方分権への対応と、他町村にない特色ある行政サービスを展開する
- 消防・防災体制の強化と機能的・効率的な運営に努める
- 救急体制の整備を図り、安心して暮らせるまちを形成する
- 災害時の迅速な対応と、救助活動等の体制づくりを強化する
- 火災やその他の災害における予防対策を充実し、災害のないまちを形成する
- 地域の特色あるまちづくりやイベントなどを生かし、元気で活気あるまちを形成する
- 都市と農村が共生し、人と人がふれあうまちを形成する
- 住民同士の絆を深め、ともに助け合い、ともに幸せを分かち合うまちを形成する
- 住民と情報を共有し、住民参加による住民との協働のまちづくりを推進する
- 住宅関連事業に力を注ぎ、住民の生活水準の維持向上を図る
- 定住促進事業を展開し、流出口の歯止めと人口の流入を促進する
- 人口の増加につながる地域振興策をうちだし、発展性のあるまちを形成する
- 情報ネットワークやインターネットを活用し、まちの情報発信に努める
- 恒久的な行政サービスを一定水準維持するため、財政計画に沿った事業を展開する
- 行政改革・行政評価などを徹底し、効率的で健全な行財政運営を図る
- 健全財政を進める一方で、住民の生活水準の維持に努める
- 住民の理解のもと「住民負担の公平化」と「受益と負担の原則」による行政サービスを展開する